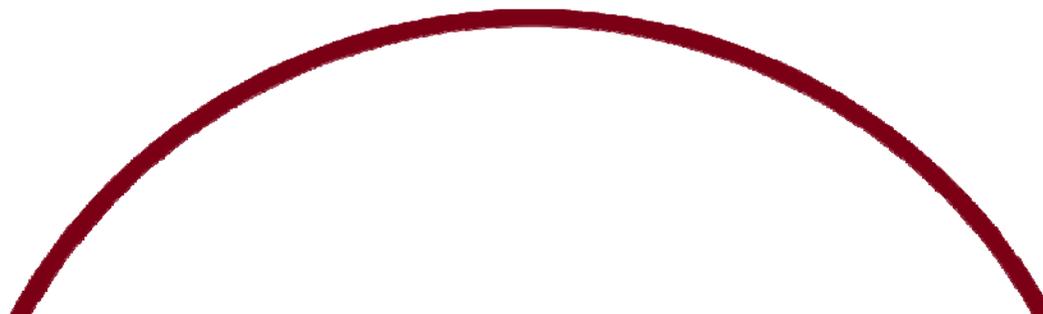


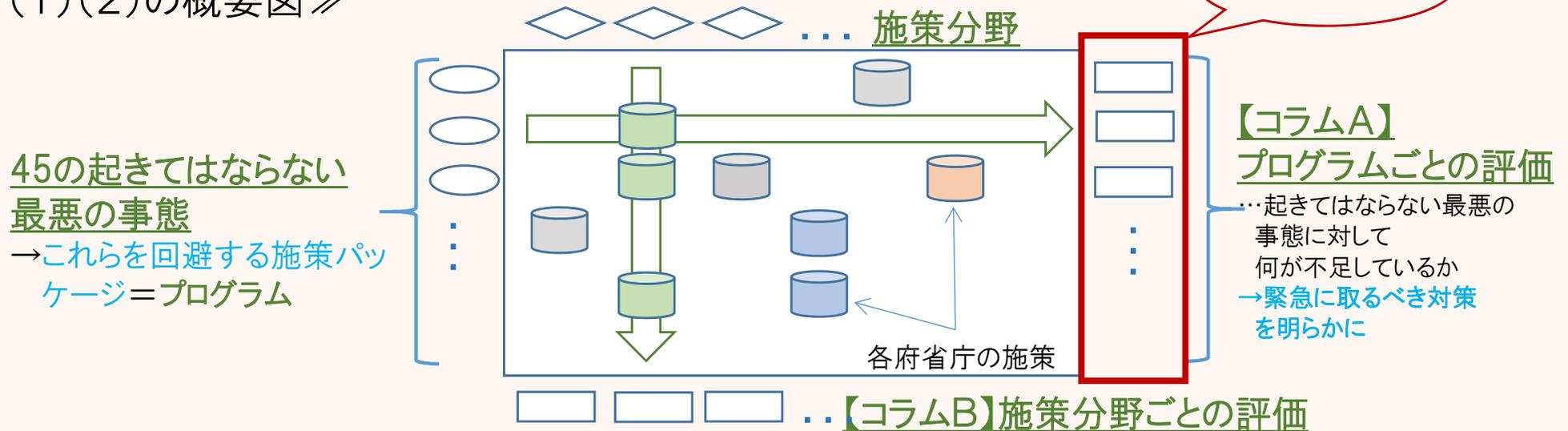
今年度の脆弱性(予備)評価の 実施手順について



基本計画見直しにあたっての脆弱性評価について

- (1) 基本計画の案の作成に関しては、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、その結果に基づいて作成することとなっている。(基本法※第17条第1項)
- (2) また、脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に、施策分野ごとに行うこととなっている。(基本法※第17条第3項、第4項)
※強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
- (3) 今年度は、今後上記のような法的手続きに則って行う基本計画の見直しに先立ち、これまでの国土強靱化に関する取組を振り返るとともに、現状に関する概略・予備的な調査を行うために、脆弱性(予備)評価を実施。
- (4) 脆弱性(予備)評価は、フローチャート分析手法を用い、主な施策分野が類似するプログラムごとにワーキンググループを設け検討を進めた。

《(1)(2)の概要図》



脆弱性(予備)評価の流れ

第34回 (8月3日)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本計画の見直しの進め方について ○脆弱性評価に用いるフローチャート分析手法について ○8つの事前に備えるべき目標について(たたき案) ○45の「起きてはならない最悪の事態」の改訂について(たたき案)
第35回 (9月6日)	<ul style="list-style-type: none"> ○8つの事前に備えるべき目標について(草案) ○45の「起きてはならない最悪の事態」について(草案) ○脆弱性評価を進めるうえでのフローチャート作成の考え方について ○脆弱性(予備)評価を実施するための指針について
第36回・第37回 (10月10日・ 11月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ○有識者からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ①被災者の生活支援、健康管理 ②復興への備え ③ICTの災害対応活用 ④人材育成の推進 ⑤官民連携 ⑥「民」主導の強靱化の取組み
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> フローチャートを用いた 脆弱性(予備)評価の検討 【11月 委員を交えたWGの実施】 </div>
第38回 (1月10日)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本計画の見直しにあたり考慮すべき社会情勢の変化等について ○脆弱性(予備)評価結果について(プログラムごとの総合的な評価)
第39回 (H30年2月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ○脆弱性(予備)評価結果について(施策分野ごとの総合的な評価・全体とりまとめ) ○重点化の考え方について
第40回(H30年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ○アクションプラン2018について(スケジュール、方針等) ○脆弱性評価指針について(素案タタキ)
第41回(H30年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ○脆弱性評価の指針について(素案決定)

(参考) H30年度以降

- ◆脆弱性評価の指針(国土強靱化推進本部決定)
- ◆脆弱性評価の結果(国土強靱化推進本部報告)
- ◆次期基本計画(閣議決定)

フローチャート分析手法について

フローチャートで「起きてはならない最悪の事態」がどのようなプロセスで起き得るか「見える化」することで、適切な課題認識が可能 ➡ 脆弱性評価をよりの確なものとするツールとなる。

フローチャート例

「(1-1)住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生」のフローチャート案

